

鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱

制定 平成 18 年 5 月 22 日付第 200600016713 号
最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付第 202400313698 号
鳥取県農林水産部長通知

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 農林水産部及び地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局をいう。以下同じ。）が所管する又は委託を受けた森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の執行については、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日出第 157 号鳥取県出納局長通知。以下「指名停止措置要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(基本方針)

第 2 条 森林整備事業等の委託契約（以下「委託契約」という。）の相手方となることができる事業者は、鳥取県内に事務所を有する事業者（以下「県内業者」という。）であって、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日発出第 36 号鳥取県総務部長、出納長通知）の規定により競争入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、次条の規定による届出を行い、当該入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）とする。

第 2 章 入札の参加資格

(競争入札参加に必要な届出書等)

第 3 条 県内業者で森林整備事業等の競争入札に参加しようとする事業者は、森林整備事業等の競争入札参加に必要な届出書（様式第 1 号）に必要な事項を記入し、農林水産部長（以下「部長」という。）に届け出なければならない。

2 前項による届出書を提出する県内業者は、当該事業者と直接的かつ継続的な雇用関係にあって、次のいずれかの資格又は要件を具備する技術者を有していなければならない。

- (1) 技術士（森林部門について、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条第 1 項に規定する技術士登録簿に登録された者をいう。）
- (2) 林業普及指導員（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条に規定する者をいう。）
- (3) 林業技士（林業経営・林業機械部門）（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業経営部門又は林業機械部門の研修を受け、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
- (4) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
- (5) フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（森林・林業担い手育成総合対策実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付 4 林政経第 872 号林野庁長官通知）に定める「緑の雇用」担い手確保支援事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）
- (6) 林業技能士（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の技能検定のうち、検定職種を林業とするものに合格した者をいう。）
- (7) 専門的な技術監督を含めた森林整備事業等に係る業務の実務経験が年間 150 日以上かつ 10 年以上に達すること。

- 3 部長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、これを受理した旨を当該事業者へ通知するものとする（次項から第6項においても同じ。）。
- 4 第1項の届出内容に変更がある場合は、遅滞なく森林整備事業等の競争入札参加に係る届出の変更届（様式第2号）を部長に提出しなければならない。
- 5 第2項第6号に関する審査において、部長が特に必要と認める場合は当該事業者に対し公的機関の発行する記録の提出を求めることができる。
- 6 第1項の届出に係る競争入札参加対象期間は、平成18年度から平成21年度までの期間とし、以後3年度ごとに1単位として設けられる対象期間とする。入札参加を希望する事業者は対象期間の最初の年度の前年度の2月28日までに第1項の届出書を届け出るものとする。
- 7 新たに競争入札に参加しようとする事業者は、入札参加対象期間中においても第1項による届出を行うことができる。この場合、当該届出が受理されなければ森林整備事業等の入札に参加することができない。
- 8 部長は森林整備事業等を制限付一般競争入札に付そうとするときには、入札に参加するために必要な資格のうち共通する事項を告示するものとする。
- 9 発注機関の長は、入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに次の各号に掲げる事項を公告するものとする。この場合において、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しないものとする。
 - (1) 森林整備事業等の名称及び実施場所
 - (2) 入札参加資格
 - (3) 入札の場所及び日時
 - (4) 競争入札に付する事項
 - (5) 契約条項を示す場所
 - (6) 入札保証金に関する事項
 - (7) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否
 - (8) 開札場所及び日時
 - (9) 入札の目的物の下見場所及びその日時
 - (10) その他特に必要と認める事項

（競争入札参加の届出の取下げ）

第4条 前条第1項の届出を受理された事業者で、廃業等により森林整備事業等の競争入札に参加しないこととしたものは、森林整備事業等の競争入札参加に係る届出の取下届（様式第3号）を部長に提出しなければならない。

第3章 入札等の方式等

第5条 森林整備事業等の委託契約は、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める入札等の方式等により相手方を決定するものとする。

委託対象設計金額	入札等の方式等
100万円未満	1 入札等の方式 随意契約 2 参加資格者 第3条第3項の規定による認定を受けた者 3 見積業者数 委託対象設計金額50万円未満の事業については2者以上、50万円以上の事業については3者以上 （なお、障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱（平成19年3月30日付第200600198966号鳥取県庶務集中局長通知）第2条（5）に定める配慮措置企業がある場合は、原則として上記の見積業者数に配慮措置企業1者を含める。）
100万円以上 600万円未満	1 入札等の方式 制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2

	の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。） 2 参加資格者 県内業者で別に定める制限付一般競争入札に係る共通告示に規定する条件を具備した者
600 万円以上	1 入札等の方式 制限付一般競争入札 2 参加資格者 県内業者で、別に定める制限付一般競争入札に係る共通告示に規定する条件を具備した者で、次条に定める森林整備事業等競争入札参加資格者ポイントの評価点数が合計 110 点以上の事業体

2 制限付一般競争入札への参加を希望する事業者は、制限付一般競争入札参加申込書（様式第 4 号）を部長に提出しなければならない。

（森林整備事業等競争入札参加資格者ポイント）

第 6 条 森林整備事業等競争入札参加資格者ポイント（以下「資格者ポイント」という。）は、次の表に掲げる項目ごとに算定した点数の合計点数とする。

区分	取り組みの評価項目
加点項目	森林整備事業等に係る業務成績の平均評定点
	森林整備事業等に係る入札参加回数
	I S O 認証等（国際標準化機構が定めた規格である I S O 又は当該規格に準じて知事が別に定める環境管理に係る規格の資格をいう。）の取得の有無
	男女共同参画推進企業の認定（男女共同参画を積極的に推進している企業として知事が別に定めるところによる認定をいう。）の有無
	鳥取県家庭教育推進協力企業の認証の有無
	障がい者雇用事業主の認定（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する雇用率以上の障がい者を雇用している事業主として知事が別に定めるところによる認定をいう。）の有無
	林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）に規定する認定による加点
	林業退職金共済制度、建設業退職金共済制度等への加入状況による加点
減点項目	林業労働安全の向上に関する加点（安全研修の開催、法定義務外の健康診断等の実施等）
	障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 1 項に規定する雇用義務に対する違反の有無による減点
	指名停止措置による減点

2 前項に規定する各項目に係る配点等は、部長が別に定める。

3 情報をできる限り公表し、制度の透明性を高めるため、第 1 項により算定した資格者ポイントの事業体ごとの合計点数を森林・林業振興局林政企画課（以下「林政企画課」という。）のホームページに掲載する。

（制限付一般競争入札）

第 7 条 制限付一般競争入札（第 5 条の表中の委託対象設計金額 100 万円以上 600 万円未満に係るものを除く。以下この条において同じ。）により公募する場合、県内に事務所を有する入札参加有資格者で、当該公募年度に認定した資格者ポイントによる評価点の合計点数が 110 点以上の事業体（以下「600 万円以上の制限付一般競争入札参加有資格者」という。）は、当該公募年度を通じて制限付一般競争入札に参加できるものとする。また、部長は、様式第 5 号により各事業体に 600 万円以上の制限付一般競争入札参加有資格者の認定結果並びに資格者ポイントによる評価点の合計点数及びその算定内訳を通知するものとする。

2 年度中途において制限付一般競争入札の参加を希望する事業体がある場合は、部長は、当該事業体の資格者ポイントによる評価点の合計点数が 110 点以上であるときは、当該事業体を 600 万円以上の制限付一般競争入札参加有資格者として認定するものとする。この場合において、部長は、様式第 5 号により当該事業体に 600 万円以上の制限付一般競争入

札参加有資格者の認定結果並びに資格者ポイントによる評価点の合計点数及びその算定内訳を通知するものとする。

(随意契約)

第8条 第5条に規定するほか、競争入札に付することにより、契約の時期を失するおそれがあるときは、随意契約によることができるものとする。

(不選定)

第9条 指名停止措置要綱第3条第1項の指名停止を受けている者は、随意契約の見積参加業者（以下「見積参加業者」という。）に選定しない。ただし、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する事案が発生した場合でも、当該事案について指名停止が行われるまでは、当該事案に係る者を見積参加業者に選定して差し支えないものとする。

2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、見積参加業者に選定しない。

(1) 県が発注した森林整備事業等の施行が遅れている者

(2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者

(3) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者

(選定手続)

第10条 見積参加業者の選定に当たり、当該森林整備事業等の発注機関の長は、当該選定の案（以下「選定案」という。）を作成し、別に定める入札参加資格審査委員会に付議するものとする。

2 委員会は、選定案を審議し、見積参加業者を選定する。

第4章 森林整備事業等の執行

第1節 委託契約の締結

第1款 通則

(契約書の書式)

第11条 会計規則第110条の規定により契約書を作成する場合の標準書式は、部長が別に定める。

(請書の提出)

第12条 会計規則第111条の規定により契約書の作成を省略したときは、森林整備事業等を実施する事業者（以下本章において「受注者」という。）に請書（様式第6号）を提出させなければならない。

(契約保証金)

第13条 自治法施行令第167条の16の規定により納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、その納付の時期は、契約を締結するときとする。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2 前項の規定による場合のほか、会計規則第112条第4項の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

3 前項の場合において会計規則第112条第4項第4号に該当するものであって、過去2年で県発注の森林整備事業等の受注実績がない事業者については、様式第7号により過去2年間において国又は地方公共団体からの受注実績に関する資料を部長に提出しなければならない。

第2款 競争入札手続き

(入札回数の制限等)

第14条 開札後、落札者がいない場合には、再度入札できるものとし、その回数は2回までとする。

2 第3回目の開札でなお入札価格がいずれも予定価格を上回ったときは、当該入札を打ち切るものとする。

(最低制限価格の設定)

第15条 森林整備事業等については、自治法施行令第167条の13の規定を準用する同令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けることとし、会計規則第129条の規定により、その予定価格の10分の8から3分の2以内において、その都度発注機関の長が定めるものとする。

2 調達公告には、最低制限価格が設けられている旨を記載するものとする。

(入札の手続)

第16条 競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札しようとするときは、入札書（様式第8号）を作成してこれを封書にし、指定の日時までに発注機関の長に提出しなければならない。

2 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行わせようとするときは、あらかじめその委任状（様式第8号の2）を発注機関の長に提出しなければならない。

第3款 随意契約

(見積書の提出)

第17条 会計規則第136条の規定により見積を徴する場合は、第5条の表中の委託対象設計金額100万円未満に係るものの規定により、様式第9号による見積書を提出させなければならない。

第2節 森林整備事業等の実施

(森林整備事業等実施の基準)

第18条 受注者は、契約書並びに図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）に基づき、森林整備事業等（以下本章において単に「業務」という。）を適正に執行しなければならない。

2 受注者は、契約書及び設計図書に特段の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(業務工程表の提出)

第19条 受注者は、委託契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注機関の長に提出しなければならない。ただし、発注機関の長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 発注機関の長は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第20条 受注者は、委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は成果物若しくは第52条の確認を受けた使用材料を第三者に譲渡し、貸与し、若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注機関の長の承認を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りではない。

(1) 再委託の契約金額が業務委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(2) 再委託に業務の中核となる部分が含まれている場合

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注機関の長の承諾を得なければならない。ただし、発注機関の長が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(受託者等に関する報告の要求)

第 22 条 発注機関の長は、受注者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、受注者に対し、受託者又は下請者（以下「受託者等」という。）の商号又は名称その他必要な事項の報告を求めることができる。

(業務の監督)

第 23 条 発注機関の長は、業務の実施について、自ら若しくは職員に命じ、又は職員以外の者に委託して必要な監督を行わなければならない。

2 発注機関の長は、前項の規定により職員に監督を命じ、又は職員以外の者に監督を委託したときは、その者の氏名その他必要な事項を受注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

3 第 1 項の規定により監督を命ぜられた職員又は監督を委託された者（以下「監督員」という。）は、発注機関の長が別に委任するもののほか、契約書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる事務を行う。

(1) 発注機関の長の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の現場代理人に対する業務に関する指示

(2) 設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 委託契約の履行に関する受注者又はその現場代理人に対する指示、承認又は協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(現場代理人の選任の通知等)

第 24 条 受注者は、委託契約の履行に関し現場代理人を置くときは、あらかじめその旨を現場代理人選任（変更）通知書（様式第 10 号）により、業務の着手の日までに発注機関の長に通知しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 現場代理人は、業務実施場所に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、委託契約に基づく受注者の一切の権限を行使しなければならない。ただし、委託契約で除外する旨を定めた権限及びあらかじめ受注者が自ら行使する旨を発注機関の長に通知した権限については、この限りでない。

(専門技術者の選任の通知)

第 25 条 受注者は、業務の着手の日までに、業務の実施の技術上の指導監督及び安全管理をつかさどる者（第 3 条第 1 項により届け出た技術者をいう。以下「専門技術者」という。）を選任し、専門技術者選任（変更）通知書（様式第 11 号）により発注機関の長に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 現場代理人及び専門技術者はこれを兼ねることができる。ただし、専門技術者は県の発注する業務において、前項により通知した業務実施場所を専任しなければならない。

3 前項ただし書きの規定にかかわらず、業務実施場所が同一の地方事務所が所管する地域であれば専門技術者は業務実施場所を兼務することができる。ただし、業務実施場所は 2 箇所を超えないものとし、発注機関が現場を監督する上で支障があると判断すれば兼務は認めない。

(業務関係者に関する措置要求)

第 26 条 発注機関の長は、現場代理人がその職務（専門技術者を兼任する現場代理人にあつては専門技術者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 発注機関の長又は監督員は、専門技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者の使用人並びに受託者等及びその使用人で、業務の実施又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

(使用材料の品質及び検査等)

第 27 条 受注者は、設計図書にその品質が明示されていない使用材料については、中等の品質を有する使用材料を使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書に監督員の検査を受けて使用するものと指定されている使用材料については、監督員の検査を受け、検査に合格した使用材料を使用しなければならない。

3 監督員は、前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に検査に応じなければならない。

4 第 2 項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 2 項の検査の結果不合格と決定された使用材料があるときは、当該決定を受けた日から 7 日以内に当該使用材料を業務実施場所外に搬出しなければならない。

6 受注者は、前項に規定するもののほか、業務実施場所内に搬入済みの使用材料を監督員の承認を受けずに業務実施場所外に搬出してはならない。

(設計図書と業務実施場所の状態との不一致等の場合の措置)

第 28 条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 業務実施場所の形状、地質、湧水等の状態、実施上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な実施条件と実際の業務実施場所が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注機関の長は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。

4 発注機関の長は、前項の調査の結果において第 1 項各号のいずれかに掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 発注機関の長は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認めるときは契約書に記載された履行期間（以下「履行期間」という。）若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 29 条 発注機関の長は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注機関の長は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 30 条 発注機関の長は、第三者の所有する土地への立ち入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことのできないものにより業務実施場所の状態が変動したため、受注者が業務を行うことができないと認めるときは、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注機関の長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注機関の長は、前 2 項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務実施場所を維持し、若しくは使用人、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第 31 条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない事由その他の正当な事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、履行期間延長願（様式第 12 号）を発注機関の長に提出し、履行期間の延長を求めることができる。

2 発注機関の長は、前項の規定による提出があったときは、その適否について受注者に通知するものとする。

(履行期間の短縮等)

第 32 条 発注機関の長は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注機関の長は、この要綱の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注機関の長は、前 2 項の場合において、必要があると認めるときは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金水準又は物価水準等の変動に基づく業務委託料の変更)

第 33 条 発注機関の長又は受注者は、インフレーションその他予期することのできない特別の事情により日本国内の賃金水準又は物価水準に著しい変動を生じ業務委託料が不適当となったと認めたときは、それぞれ相手方に対し、当該業務委託料の変更を請求することができる。

2 前項の場合において、業務委託料の変更額については、発注機関の長と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注機関の長が定め、受注者に通知する。

3 前項の協議開始の日については、発注機関の長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注機関の長が、第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注機関の長に通知することができる。

(臨機の措置)

第 34 条 受注者は、災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、必要があると認めるときは、あらかじめ措置の内容等について監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定により臨機の措置を採ったときは、直ちにその措置の内容を監督員に通知しなければならない。
- 4 監督員は、災害の防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対し、臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 5 発注機関の長は、受注者が臨機の措置を採った場合において、その措置に要した費用のうち業務委託料の額に含めることが不適当と認められる部分があるときは、受注者と協議して当該費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第 35 条 受注者は、成果物の引渡し前に、成果物若しくは使用材料について損害が生じたとき、又は業務の実施に伴い損害（次条第 1 項ただし書き若しくは第 2 項前段又は第 37 条第 1 項に規定する損害を除く。）が生じたときは、その損害による費用を負担しなければならない。ただし、発注機関の長の責めに帰すべき事由により生じた損害（第 63 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）については、県が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 36 条 受注者は、業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 63 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注機関の長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、県は、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注機関の長と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 37 条 受注者は、成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注機関の長又は受注者の責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、成果物、仮設物又は業務実施場所に搬入済みの使用材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を発注機関の長に通知しなければならない。

- 2 発注機関の長は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの及び第 63 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、県に対し、損害による費用の負担を請求することができる。
- 4 県は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（成果物、仮設物又は業務実施場所に搬入済みの使用材料若しくは建設機械器具であつて第 27 条第 2 項又は第 52 条第 2 項の規定による検査、立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち業務委託料の額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

- 5 前4項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。

(業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更)

第38条 発注機関の長は、第28条から第30条まで、第32条から第35条まで又は前条の規定により業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議して業務委託料の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注機関の長が定め、受注者に通知する。

- 2 第33条第3項の規定は、前項の協議開始の日について準用する。この場合において「第1項の請求を行った日又は受けた日」とあるのは「業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日」と読み替えるものとする。

第3節 業務の検査及び引渡し

(業務の完了の通知)

第39条 受注者は、業務が完了したときは、速やかにその旨を業務完了（修補完了）通知書（様式第13号）により発注機関の長に通知しなければならない。

(完了検査)

第40条 発注機関の長は、前条の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、自ら若しくは職員に命じ、又は職員以外の者に委託して業務の完了を確認するための検査（以下「完了検査」という。）を行わなければならない。

- 2 発注機関の長又は前項の規定により検査を命ぜられた職員若しくは検査を委託された者は、完了検査を行うときは、受注者を立ち会わせなければならない。
- 3 発注機関の長は、完了検査を行ったときは、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

(修補)

第41条 受注者は、業務が完了検査に合格しないときは、直ちに当該部分を修補し、発注機関の長の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして、前2条の規定を適用する。

(完了検査等の費用の負担)

第42条 完了検査に直接必要な費用及び前条の修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(成果物の引渡し)

第43条 発注機関の長は、第46条第1項の規定により業務委託料の支払をしたときは、その支払と同時に当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 2 発注機関の長は、前項の規定にかかわらず、受注者が完了検査に合格した成果物の引渡しの申出をしたときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

(追完請求権)

第44条 発注機関の長は、前条の規定による引渡しを受けた成果物が委託契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、相当の期間を定めて、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、委託契約の内容に適合しない部分が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するものであるときは、修補に代え損害の賠償の請求をしなければならない。

- 2 前項の規定により発注機関の長が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注機関の長は受注者に対して業務委託料の額の減額を請求することができる。

- 3 前2項の規定は、発注機関の長が受注者に対して行う損害賠償の請求及び委託契約の解除を妨げるものではない。
- 4 第1項の規定は、設計図書の記載内容又は発注機関の長若しくは監督員の指図により生じた場合、適用しない。ただし、受注者がその記載内容又は発注機関の長若しくは監督員の指図が不適当であることを知りながらこれを発注機関の長又は監督員に通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第45条 発注機関の長は、受注者がその責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料の額から業務の出来形部分に相応する業務委託料の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、会計規則第120条の規定により計算した額とする。

第4節 業務委託料の支払及び部分払

(業務委託料の支払)

- 第46条 発注機関の長は、業務が完了検査に合格したときは、合格した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 2 受注者は、発注機関の長がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に業務委託料を支払わないときは、未支払金額に対し、その遅延日数につき、会計規則第120条の規定により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、発注機関の長がその責めに帰すべき事由により第40条第1項の期間内に完了検査を行わなかったときは、その期間を経過した日から完了検査を行った日までの日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前金払)

- 第47条 発注機関の長は、業務委託料の額の10分の3に相当する額を超えない額の前金払をすることができる。
- 2 発注機関の長は、前項の規定により前金払をした業務について業務委託料の額を著しく増額したときは、当該増額後の業務委託料の額の10分の3に相当する額から支払済みの前払金の額を差し引いて得た額の範囲内で前払金の額を増額することができる。

(前払金の請求等)

- 第48条 受注者は、前条の規定による前払金の支払を請求しようとするときは、その旨を発注機関の長に申し出なければならない。
- 2 発注機関の長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(前払金の返還)

- 第49条 発注機関の長は、第47条の規定により前金払をした業務について業務委託料の額を減額した場合において、支払済みの前払金の額が当該減額後の業務委託料の額の10分の3に相当する額を超えるとときは、その減額をした日から30日以内に、その超過額を返還させなければならない。
- 2 発注機関の長は、前項の超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認めるときは、受注者と協議して返還させるべき額を定めることができる。ただし、業務委託料の額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注機関の長が別に定め、受注者に通知する。

- 3 発注機関の長は、受注者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき会計規則第120条の規定により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金の使用の制限)

第50条 受注者は、前払金をその支払を受けた業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び労働者災害補償保険料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

(部分払)

第51条 発注機関の長は、業務の完了前に、出来形部分並びに業務実施場所に搬入済みの使用材料（第27条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額の部分払をすることができる。

2 前項の部分払は、業務委託料の額が100万円以上の業務で、同項の業務委託料相当額が業務委託料の額の30パーセントを超える場合に限りすることができる。

3 第1項の部分払は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数（第47条の規定により前金払をした工事については、当該回数から1回を減じた回数）の範囲内においてしなければならない。ただし、発注機関の長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 業務委託料の額が100万円以上500万円未満の業務 1回
- (2) 業務委託料の額が500万円以上1,000万円未満の業務 2回
- (3) 業務委託料の額が1,000万円以上2,000万円未満の業務 3回
- (4) 業務委託料の額が2,000万円以上3,000万円未満の業務 4回
- (5) 業務委託料の額が3,000万円以上の業務 5回

4 第1項の規定による部分払金の額は、次の式により算定した額とする。

部分払金の額 ≤ 第1項に規定する業務委託料相当額 × (9/10 - 前金払の額/業務委託料の額)

(部分払金の請求等)

第52条 受注者は、前条第1項の規定による部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、業務出来形部分等確認願（様式第14号）を発注機関の長に提出して、当該請求に係る出来形部分又は業務実施場所に搬入済みの使用材料の確認を受けなければならない。

2 発注機関の長は、前項の場合において、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務出来形部分等確認願を受理した日から10日以内に、同項の確認をするための検査を行い、業務出来形部分等確認通知書（様式第15号）により当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注機関の長は、部分払の請求に係る出来高部分又は業務実施場所に搬入済みの使用材料を確認したときは、当該確認した日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第53条 発注機関の長は、性質上可分である成果物の一部について業務の完了に先だつて引渡しを受ける必要があるときは、あらかじめ当該部分を設計図書に指定してその引渡しを受けることができる。

2 第39条から第43条まで及び第46条の規定は、前項の規定により設計図書に指定した部分（以下、「指定部分」という。）の業務が完了した場合について準用する。この場合において、第39条、第40条、第41条及び第46条中「業務」とあるのは「指定部分に係る

業務」と、第 43 条中「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条及び第 46 条中「業務委託料」とあるのは「指定部分に係る業務委託料」と読み替えるものとする。

- 3 第 1 項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について受注者の承諾を得てその引渡しを受けることができる。この場合において、第 39 条、第 40 条、第 41 条及び第 46 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、第 43 条中「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条及び第 46 条中「業務委託料」とあるのは「引渡部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 4 前 2 項の規定により準用される第 46 条第 1 項の規定により支払うことができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次に掲げる式により算定した額とする。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する業務委託料の額」及び第 2 号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、発注機関の長と受注者が協議して定める。ただし、前 2 項において準用する第 46 条第 1 項の指定部分に係る業務の完了検査に合格した日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注機関の長が定め、受注者に通知する。

- (1) 第 1 項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額
指定部分に相応する業務委託料の額× (1－前払金の額／業務委託料の額)
- (2) 第 3 項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額
引渡部分に相応する業務委託料の額× (1－前払金の額／業務委託料の額)

(代理受領)

第 54 条 受注者は、業務委託料の全部又は一部の受領につき、発注機関の長の承認を得て、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注機関の長は、受注者が前項の規定により第三者を代理人とした場合は、当該第三者に対し、第 46 条第 1 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 52 条第 3 項の規定による支払をしなければならない。

(不払に対する業務の中止)

第 55 条 受注者は、発注機関の長が、第 53 条第 3 項において準用する第 46 条第 1 項、第 48 条第 2 項又は第 52 条第 3 項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず、なお、その支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注機関の長に通知しなければならない。

- 2 第 30 条第 3 項の規定は、前項の規定により業務の実施を一時中止した場合について準用する。

第 5 節 委託契約の解除

(任意解除)

第 56 条 発注機関の長は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 58 条の規定によるほか、必要があるときは、委託契約を解除することができる。

- 2 発注機関の長は、前項の規定により委託契約を解除する場合、契約解除の 30 日前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は発注機関の長と受注者で協議の上定める。

(催告による解除)

第 57 条 発注機関の長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 第 25 条に規定する専門技術者を選任しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第 44 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 前各号に掲げるときのほか、委託契約に違反し、その違反により委託契約の目的を達成することができないとき認められるとき。
- 2 受注者は、前項の規定により委託契約が解除された場合においては、業務委託料の額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注機関の長の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合はこの限りでない。

(催告によらない解除)

第 58 条 発注機関の長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに委託契約を解除することができる。

- (1) 第 20 条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 業務の履行不能が明らかであるとき。
 - (3) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは委託契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 委託契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ委託契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注機関の長が前条第 1 項の催告をしても委託契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受注者又はその代理人若しくは使用人が委託契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法 198 条に規定する行為をしたとき認められるとき。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (9) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったとき認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- 2 受注者は、前項の規定により委託契約を解除された場合、違約金として業務委託料の額の 10 分の 1 に相当する金額を発注機関の長に支払わなければならない。ただし、委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

第 59 条 第 57 条第 1 項各号及び前条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に定める場合が発注機関の長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注機関の長は、前 2 条の規定による委託契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第 60 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 第 29 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料の額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による業務の実施の中止期間が履行期間の 3 分の 1 (履行期間の 3 分の 1 が 4 月を超えるとときは、4 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 2 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注機関の長が委託契約に違反し、その違反によって委託契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により委託契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を知事に請求することができる。

(解除の効果)

第 61 条 委託契約が解除された場合には、第 20 条に規定する受注者及び発注機関の長の義務は消滅する。ただし、第 53 条に規定する部分引渡しにかかる部分については、この限りでない。

- 2 発注機関の長は、前項の規定にかかわらず、委託契約が解除された場合において、既履行部分(受注者が既に業務を完了した部分(第 53 条により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとする)をいう。以下同じ。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注機関の長は当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下、「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 既履行部分委託料の額については、発注機関の長と受注者が協議し定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注機関の長が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 62 条 発注機関の長は、業務の完了前に委託契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった使用材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

- 2 発注機関の長は、前項の場合において、第 47 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第 51 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項の出来形部分に相応する業務委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 57 条又は第 58 条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ会計規則第 120 条により計算した額の利息を付した額を、解除が第 56 条又は第 60 条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ発注機関の長に返還しなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、委託契約が業務の完了前に解除された場合において、業務実施のため発注機関の長が受注者に対して支給した材料(以下「支給材料」という。)があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注機関の長に返還

しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、委託契約が業務の完了前に解除された場合において、業務実施のため発注機関の長が受注者に対して貸与した物品（以下「貸与品」という。）があるときは、貸与品を発注機関の長に返還しなければならない。この場合において、貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、委託契約が業務の完了前に解除された場合において、業務実施場所等に受注者が所有又は管理する使用材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受託者等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、業務実施場所等を修復し、取り片付けて、発注機関の長に明け渡さなければならない。
- 7 発注機関の長は、前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務実施場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、受注者に代わって当該物件を処分し、業務実施場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注機関の長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注機関の長の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、委託契約の解除が第57条又は第58条の規定によるときは発注機関の長が定め、第56条又は第60条の規定によるときは、発注機関の長が受注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注機関の長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

第6節 補則

（火災保険等）

第63条 受注者は、成果物等を火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付すべきことが設計図書に定められているときは、当該成果物等を火災保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により成果物等を火災保険その他の保険に付したときは、直ちにその証券を発注機関の長に提示しなければならない。
- 3 受注者は、第1項に規定するもののほか、成果物等を火災保険その他の保険に付したときは、直ちにその旨を発注機関の長に通知しなければならない。

（紛争の解決）

第64条 発注機関の長は、委託契約に関し受注者との間に協議を要する事項について協議が整わないとき、又は紛争が生じたときは、協議の上、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」に基づく紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）のあっせん、調停又は仲裁によりその解決を図るよう努めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注機関の長は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うものとする。ただし、発注機関の長は、委託契約に関し受注者との協議の上、仲裁により紛争を解決する場合においては、仲裁法（平成15年法律第138号）第13条の規定による仲裁合意書に基づき、紛争解決センターの仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

- 3 委託契約に係る訴訟の提起又は調停（第1項の規定に基づき紛争解決センターが行うものを除く。）の申立てについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第5章 情報公開等

（森林整備事業等に係る報告等）

第65条 発注機関は、森林整備事業等を執行又は変更した場合には、様式第16号により、事業が完了した場合には、様式第17号により速やかに林政企画課に報告するものとする。

（発注見通しに関する情報の公表）

第66条 当該年度に発注することが見込まれる森林整備事業等であって、1件の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が100万円を超えると見込まれる事業について、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- （1）事業名
- （2）事業場所
- （3）事業概要
- （4）入札予定時期
- （5）予定価格（委託対象設計金額が2,000万円以上のものに限る。）

2 発注機関は、前項に掲げる事項について、翌四半期の発注見通しを、翌四半期に属する月の最初の月の10日までに、様式第18号により速やかに林政企画課に報告するものとする。

3 林政企画課は、前項の報告に基づき、第1項に掲げる事項（予定価格を除く。）については直ちに、予定価格（委託対象設計金額が2,000万円以上のものに限る。）については制限付一般競争入札に係る調達公告日にそれぞれ公表するものとする。

4 前項の公表は、林政企画課のホームページに掲載することにより行うものとし（様式第19号）、公表内容に変更が生じたときは毎月1日を目処として随時その内容を修正するものとする。

5 前項の公表に際しては、公表する時点の内容であり、実際に発注する事業がこの掲載内容と異なる場合又は掲載されていない事業が発注される場合があり得る旨を併せて明記するものとする。

（入札に関する情報の公表）

第67条 林政企画課は、前条により発注見通しとして公表した森林整備事業等の入札結果を公表するものとする。

2 入札結果については、次の事項を公表するものとする。

- （1）入札実施期日
- （2）落札者名
- （3）落札金額
- （4）予定価格
- （5）入札者名
- （6）指名業者名

3 前項の入札結果に関する情報は、林政企画課のホームページに掲載することにより公表するものとする。

4 第15条により最低制限価格制度を適用した事業については、第2項の入札結果に併せて当該最低制限価格未満応札による失格者名を公表することとする。

(その他公表に関する事項)

第 68 条 前 2 条の公表のほか、森林整備事業等のすべての箇所に係る次の各号に掲げる公表事項について、各発注機関において、公表事項を記載した書類を速やかに備え置き、一般の閲覧に供する。

(1) 見積を依頼した業者名

見積依頼書

(2) 入札又は見積り合せの結果

開札筆記

(その他)

第 69 条 この要綱に定めるもののほか、森林整備事業等の執行に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱(以下「本要綱」という。)は、平成 18 年 6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日において、森林整備事業等の指名競争入札に参加する者に必要な届出等事務取扱要領(平成 15 年 7 月 3 日付林第 167 号鳥取県農林水産部長通知)2 の規定により森林整備事業等の指名競争参加に必要な届出書を提出している事業者は、本要綱第 3 条第 1 項による届出を行っている事業者とみなす。
- 3 本要綱第 28 条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、平成 22 年度においては、委託対象設計金額が 4400 万円未満かつ業務実施場所が同一の総合事務所管内であれば専門技術者は業務実施場所を兼務することができる。ただし、業務実施場所は 2 箇所を超えないものとし、発注機関が現場を監督する上で支障があると判断すれば兼務は認めない。

附 則

この改正は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 5 月 28 日から施行し、同年 6 月 29 日(以下「適用日」という。)以降に改正後の第 3 条第 9 項の規定による調達公告した事業から適用する。なお、適用日前に調達公告した事業については従前の例による。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本要綱第 26 条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、平成 23 年度においては、業務実施場所が同一の総合事務所管内であれば専門技術者は業務実施場所を兼務することができる。ただし、業務実施場所は 2 箇所を超えないものとし、発注機関が現場を監督する上で支障があると判断すれば兼務は認めない。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 2 年 8 月 18 日から施行する。同年 8 月 18 日（以下「適用日」という。）以降に改正後の第 3 条第 9 項の規定による調達公告した事業から適用する。なお、適用日前に調達公告した事業については従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 5 年 1 月 19 日から施行し、同年 1 月 19 日（以下「適用日」という。）以降に改正後の第 3 条第 9 項の規定による調達公告した事業から適用する。なお、適用日前に調達公告した事業については従前の例とする。
- 2 適用日前後にかかわらず、第 64 条の規定は適用するものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 1 月 23 日から施行し、同年 1 月 23 日（以下「適用日」という。）以降に改正後の第 3 条第 9 項の規定により調達公告した事業から適用する。なお、適用日前に調達公告した事業については従前の例とする。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

森林整備事業等の競争入札参加に必要な届出書

職 氏 名 様

鳥取県が発注する森林整備事業等の競争入札に参加する事業者に必要な事項を下記のとおり届け出ます。

なお、この届出書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

（ ふ り が な ）

商 号 又 は 名 称

（ ふ り が な ）

代 表 者 職 ・ 氏 名

電話番号・FAX 番号

記

届出事項及び内容 別紙のとおり

(別 紙)

県内事業体に常勤する森林整備事業等に係る技術者

ふりがな			
氏 名			
資 格 取 得 状 況	資 格 名	取 得 年 月 日	認 定 団 体
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
実 務 経 験 ※専門的な指導監督を含めた森林整備業務の実務経験が10年以上に達する場合に記入すること。	勤 務 期 間	勤 務 先	業 務 内 容
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
社会保険加入 状 況	健 康 保 険 (有 ・ 無) 加入又は資格取得年月日 (年 月 日)	雇 用 保 険 (有 ・ 無) 加入又は資格取得年月日 (年 月 日)	

(注 意)

- (1) 本書は、届出を行う技術者毎に別葉で記入すること。
- (2) 資格欄には、技術士（森林部門）、林業普及指導員、林業技士（林業経営・林業機械部門）、林業作業士、基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業技能士のうち該当する資格の取得年月と資格名を、フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（総括現場管理責任者）については研修終了年月と研修名を記入すること。
- (3) 実務経験欄には、専門的な指導監督を含めた森林整備事業に係る業務（伐採、植栽、下刈、枝打、間伐等の施業）及び松くい虫駆除事業に係る業務等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する場合に記入すること（記入例（業務内容）：下刈、間伐等作業）。なお、記載内容の確認のため公的記録の提出を求めることがある。

(添 付)

- (1) 資格を取得している者にあつては、資格取得を証明する書類の写し
- (2) 森林整備事業に係る業務（伐採、植栽、下刈、枝打、間伐等の施業）及び松くい虫駆除事業に係る業務等の実務経験が10年以上に達する者にあつては、年間勤務日数を示す書類（写しも可）

森林整備事業等の競争入札参加に係る届出の変更届

職 氏 名 様

年 月 日付で届け出した森林整備事業等の競争入札参加に必要な届出書について、下記のとおり変更がありますので届け出ます。

なお、この届出書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

電話番号・FAX 番号

記

1 変更事項

2 変更内容

新：

旧：

3 変 更 年 月 日

年 月 日

森林整備事業等の競争入札参加に係る届出の取下届

職 氏 名 様

年 月 日付で届け出した森林整備事業等の競争入札参加に必要な届出書について、届出を取り下げます。

なお、この届出書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

電話番号・FAX 番号

森林整備事業等の制限付一般競争入札参加申込書

職 氏 名 様

鳥取県が実施する以下の森林整備事業等の制限付一般競争入札への参加を希望します。

事業名

年 月 日

郵便番号 ー

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

電話番号・FAX 番号

- 1 配置予定専門技術者の氏名
- 2 配置予定現場代理人の氏名

第 号
年 月 日

様

鳥取県農林水産部長

年度森林整備事業等の制限付一般競争入札参加有資格者（予定価格600万円以上）認定結果について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 制限付一般競争入札参加有資格者（予定価格600万円以上）の認定結果

2 資格者ポイント算定結果

合計点数	業務成績計	その他加点事項計	減点事項計

請 書

職 氏 名 様

鳥取県会計規則(昭和 3 9 年 3 月鳥取県規則第 1 1 号)、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱(平成 1 8 年 5 月 2 2 日付第 2 0 0 6 0 0 0 1 6 7 1 3 号鳥取県農林水産部長通知)、図面及び仕様書を遵守して、次の業務を適正に履行することを誓約します。

年 月 日

住 所

受注者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

業 務 名	
業務実施場所	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

備考

- 業務委託料の額は、算用数字で記載すること。
- 「業務委託料」の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」の欄は、受注者が消費税及び地方消費税の納税義務者である場合に、記載すること。
- 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関しては、以下の各条項に従うこと。
 - 鳥取県は、契約の相手方(以下、「請負者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下、「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - 暴力団員を役員等(請負者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、請負者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - 暴力団員を雇用すること。
 - 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
 - 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、請負者は、違約金として契約金額の 1 0 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払うものとする。

受注実績通知書

職 氏 名 様

次のとおり森林整備業務の受注実績を通知します。

年 月 日

住 所

受注者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

業 務 名	
業 務 実 施 場 所	
業 務 期 間	着工年月日： 完了年月日：
発 注 者	
受 託 金 額	

備考

- 1 受注実績は過去 2 年間に国又は地方公共団体と契約したもので、当該締結する契約と同種で同程度の規模であると認められるものについて記載すること。
- 2 記載された業務の内容が確認できるものとして、当該業務の受託契約書（変更契約があった場合は変更契約書を含む）及び業務検査調書等の写しを添付すること。
- 3 受託金額は消費税及び地方消費税抜きの金額で、変更契約があった場合は最終の契約金額を記載すること。

入 札 書 （第 回）

職 氏 名 様

鳥取県会計規則（昭和 3 9 年鳥取県規則第 1 1 号）、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成 1 8 年 5 月 2 2 日付第 2 0 0 6 0 0 0 1 6 7 1 3 号鳥取県農林水産部長通知）並びに図面、仕様書及び現場等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

年 月 日

住 所

入札者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

受任者（職・氏名）

業 務 名	
業務実施場所	
入 札 金 額	金 円 （うち消費税及び地方消費税の額 円）

備 考

- 1 入札書は、封書にし、表面に事業名、実施場所並びに入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、算用数字で記載すること。
- 3 入札金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）を記載すること。
- 4 代理人をもって入札するときは、受任者名を記入すること。

委 任 状

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

委任者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

次の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 業務名
- 2 業務実施場所
- 3 受任者（職・氏名）

見 積 書

職 氏 名 様

鳥取県会計規則（昭和 3 9 年 3 月鳥取県規則第 1 1 号）、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成 1 8 年 5 月 2 2 日付第 2 0 0 6 0 0 0 1 6 7 1 3 号鳥取県農林水産部長通知）並びに図面、仕様書及び現場等を熟覧の上、次のとおり見積りします。

年 月 日

住 所

入札者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

受任者（職・氏名）

業 務 名	
業務実施場所	
見 積 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

- 備 考
- 1 金額は、算用数字で記載すること。
 - 2 見積金額は、契約申込金額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税の額を含めた金額）を記載すること。

現場代理人選任(変更)通知書

職 氏 名 様

次のとおり現場代理人を選任(変更)したので、通知します。

年 月 日

住 所

受注者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

業 務 名	
業 務 実 施 場 所	
現 場 代 理 人 氏 名	

専門技術者選任(変更)通知書

職 氏 名 様

次のとおり専門技術者を選任(変更)したので、通知します。

年 月 日

住 所

受注者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

業 務 名	
業 務 実 施 場 所	
専 門 技 術 者 氏 名	

履行期間延長願

職 氏 名 様

次のとおり履行期間を延長してくださるようお願いします。

年 月 日

住 所

受注者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

業 務 名	
業 務 実 施 場 所	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
期 間 延 長 申 出 日 数	日間
延 長 後 履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
履 行 期 間 の 延 長 を 必 要 と す る 理 由	

業務完了(修補完了)通知書

職 氏 名 様

次のとおり業務が完了(修補が完了)したので、通知します。

年 月 日

住所

受注者 商号又は名称

代表者職・氏名

業 務 名	
業務実施場所	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料	金 円
業務完了(修補完了)年月日	年 月 日

業務出来形部分等確認願

職 氏 名 様

次の業務に係る出来形部分等の確認をしてくださるようお願いします。

年 月 日

住 所

受注者 商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

業 務 名	
業 務 実 施 場 所	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料	
出 来 形	%

備考 業務委託料は、算用数字で記載すること。

業務出来形部分等確認通知書

様

発注機関の長

(年 月 日現在)

業 務 名	
業 務 実 施 場 所	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料	金 円
出 来 形	%
出 来 形 委 託 金 額	金 円
上 記 の 1 0 分 の 9 の 額	金 円
既 支 払 済 額	金 円
前 金 払 額	金 円
部 分 払 金 額	金 円
今 回 支 払 額	金 円

様式第 1 6 号（第 6 5 条関係）

森林整備事業等執行（変更）報告書

年 月 日
発注機関名
担当者名

本庁事業 主管課	事業 番号	事業 名	位置		入札 期日	設計金 額	予定 価格	契約額	契約年 月日	事業期間		事業の 内容	契約者			専門技 術者氏 名	現場代 理人氏 名	選定 業者 名	監督員 職・氏名 (連絡)	摘要
			市町 村	町字名						着工年 月日	完成年月 日		商号又 は名称	代表者	所在地					

(注意)
・変更報告の場合、変更前のものは（ ）書で上段に記入し、変更後のものは下段に記入する。
・選定業者欄については、選定通知を行った業者名の一覧を記載することとし、入札を辞退したものについては当該業者名を二重線で抹消すること
(改札筆記の写しに代えることができる)。

様式第17号（第65条関係）

森林整備事業等完了報告書

年 月 日

発注機関名
担当者名

[illegible]

年度第 四半期森林整備事業等発注見通し一覧

年 月 日

発注機関名

番号	所管	事業名	事業実施場所		業務の期間	事業概要	発注予定時期	概算事業費 （百万円）	備考
			市町村	大字					
（例） 1	〇〇課	〇〇〇事業	〇〇町	〇〇	約〇月	下刈〇〇ha	〇月	〇〇	
2									
3									

（注）委託対象設計金額が2，000万円以上となる予定のものについては備考欄に○を付けることとする。

様式第 19 号（第 66 条関係）
（記載例）

森林整備事業等発注見通し及び入札結果一覧

年 月 日現在

鳥取県農林水産部が 年度に発注する森林整備事業等の入札に関する情報を下記のとおり公表します。
公表する内容は、 年度の発注見通し及び入札結果とし、1 件の予定価格が 100 万円を超えると見込まれる事業が対象です。

記

1 発注見通し

整理番号	事業名	事業場所	業務期間	事業概要	発注予定時期	概算事業費 (百万円)	予定価格
(例) 1	〇〇整備事業	〇〇町△△	約〇月	下刈〇〇ha	第 2 四半期		

2 入札結果

整理番号	事業名	事業場所	事業概要	入札実施日時	落札者名	落札額 (円)	予定価格 (円)	入札者名	選定業者名	備考
(例) 1	〇〇 整備事業	〇〇町 △△	下刈 〇〇ha	〇月〇日	〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇〇〇〇 △△△△ □□□□ 〇〇〇〇	〇〇〇〇 △△△△ □□□□ 〇〇〇〇	

(注)
1 発注見通しの掲載内容は、事業名、事業場所、業務期間、事業概要、発注予定時期、概算事業費及び予定価格（委託対象設計金額が 2,000 万円以上のものに限ることとし、当該予定価格は制限付一般競争入札に係る調達公告日に掲載します。）とし、入札が終了したものは、順次入札実施期日、落札者名、落札額、予定価格及び入札者名並びに指名業者名を掲載し入札結果とします。
2 最低制限価格制度を適用した事業については、最低制限価格未満応札による失格者名も入札結果に併せて公表します。（備考欄）
3 発注見通しについては、公表する時点の内容であり、実際に発注する事業がこの掲載と異なる場合、又は記載されていない事業が発注される場合があります。